

# 道経連通信

No. 637

発行所／北海道経済連合会  
 TEL011-221-6166 / FAX011-221-3608  
 発行人／菅原 光宏 頁数 6 頁  
 編集／山崎達也、袖川知恵美  
 平成27年9月20日号（毎月5、20日発行）  
 ホームページ <http://www.dokeiren.gr.jp/>

## 今後の主要事業

### 【9月以降の主な行事予定】

日時	行 事		
	場 所	グループ・局	担 当
9月30日(水) 11:00～13:00	平成27年度 9月度 会長・副会長会議		
	道経連会議室	企画総務グループ	堀田・山崎
10月7日(水)14:00～	経団連・道経連 共催 『第63回 北海道経済懇談会』(14:00～16:00) 『懇親パーティー』(16:00～17:20)		
	札幌グランドホテル	企画総務グループ	馬場・水野・山崎
8日(木)AM	(視察会)		
10月20日(火)	第20回 三経連 中央要望		

### 【9月以降の講座講習会】 [http://www.dokeiren.gr.jp/roudou\\_seisaku/seminer/](http://www.dokeiren.gr.jp/roudou_seisaku/seminer/)

日時	講座講習会名		
	場 所	グループ・局	受講料
9月29日(火) 13:00～17:00	債権回収の法律実務講座 ～債権の回収と不良債権の予防～		
	道特会館 6階 中会議室	労働政策局	会員 8,640円 一般 10,800円
10月5日(月) 14:00～17:00	「仕事・役割・貢献度を基軸とした賃金体系」講座		
	道特会館 2階 大会議室	労働政策局	会員 6,480円 一般 8,640円
10月14日(水) 13:00～17:00	労災保険法に関する実務講座		
	道特会館 2階 大会議室	労働政策局	会員 6,480円 一般 8,640円
11月2日(月) 10:00～16:00	給与計算と年末調整の実務講座 ～給与計算・社会保険・税金の取り扱いと留意点&年末調整の手続き～		
	道特会館 6階 中会議室	労働政策局	会員 11,880円 一般 15,120円
11月10日(火) 11日(水) 10:00～17:00	第一種・第二種 衛生管理者受験のための対策講座		
	道特会館 5階 大会議室B	労働政策局	第一種 27,540円 第二種 25,380円
11月16日(月) 13:00～17:00	北海道経済連合会講演会		
	すみれホテル 3階 ヴィオレ	労働政策局	会員 8,640円 一般 10,800円
11月17日(火) 14:00～16:30	平成27年度 助成金活用セミナー 一助成金の内容を分かりやすく解説します一		
	道特会館 2階 大会議室	労働政策局	会員 5,400円 一般 7,560円
11月19日(木) 10:00～17:00	新任管理・監督者特別講座 管理・監督者に求められる行動と責任 一指導力、統率力強化のポイント一		
	道特会館 2階 大会議室	労働政策局	会員 15,120円 一般 18,360円
11月24日(火) 13:00～17:00	年金・退職金知識講座 ～公的年金・企業年金・退職金基礎知識と今後の対応～		
	道特会館 6階 中会議室	労働政策局	会員 8,640円 一般 10,800円

※講座・講習会のお問い合わせは 労働政策局 (TEL 011-251-3592) まで。

◆ 内閣府より



国家公務員の再就職等規制にご協力を

国民からの批判が大きい問題として、いわゆる天下り問題があります。国家公務員が退職したのち、民間企業等に再就職することは禁じられておりませんが、国家公務員法では、公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するため、次の3つのルールを設けています。

■再就職の依頼・情報提供等の規制

現役の国家公務員が企業等に対し、他の国家公務員・OBの再就職を依頼することや、国家公務員・OBの情報提供等を行うことは禁止されています。

例えば、再就職させたい者の名前や職歴などの情報を企業側に提供したり、企業側に受け入れ可能なポストや待遇面などの情報を照会すると違反となります。

■利害関係企業等への求職活動の規制

現役の国家公務員が、職務として携わる契約や処分などの相手方となっている利害関係企業等に対し、在職中に求職活動を行うことは禁止されています。

例えば、再就職目的で自分の名前や職歴などの情報を利害関係企業側に提供したり、利害関係企業側に職務内容や待遇面などの情報を照会すると違反となります。

■元の職場への働きかけの規制

再就職した国家公務員OBが、再就職先の契約や処分に関し、便宜を図るよう元の職場に働きかけを行うことは禁止されています（ただし、原則として退職後2年間に限ります）。

☆各企業へのお願い

企業の皆様におかれても、規制違反を未然に防ぐ観点から、国家公務員・OBにこうした行為を求めないようご協力をお願いいたします。また、規制違反が疑われる行為を見聞きした場合には、下記連絡先まで情報提供をお願いいたします。

◇連絡先 内閣府再就職等監視委員会事務局

電 話：03-6268-7660～7668

URL： <http://www5.cao.go.jp/kanshi/index.html>